

2. 大学知的財産アドバイザー派遣先大学における知財管理体制構築および運営管理の現状

(1) 文献等調査

(独)工業所有権情報・研修館では、大学への支援活動を通じて得られた知見を、定期的に「大学における知的財産管理体制構築マニュアル」として取りまとめ、これを大学内で開催する知的財産管理体制構築セミナーや知的財産管理部門スタッフ等に配布しており、これまでの以下のマニュアルを作成している。

体制構築基本編(2002年度版、2004年度版)

体制構築のQ&A編(2003年度版)

体制構築取組事例編(2005年度版)

戦略的知的財産活動編(2008年度版)

戦略的知的財産活動のQ&A編(2009年度版)

大学における知的財産管理体制構築マニュアル(2010年度版)

ここでは、大学知的財産アドバイザー派遣事業として最終年度を迎え、同事業の総括的な位置づけとして、「大学知的財産アドバイザー派遣先大学における成果事例」としてまとめられた「大学における知的財産管理体制構築マニュアル(2010年度版)」から、いくつかの事例を整理する。

図表1-4 知的財産管理体制整備の事例

大学名	概要
旭川医科大学	<p>～教員と事務職員が一体となった「教職員手作り」の体制構築～</p> <p>教職員250名程度の小規模医系大学において、教育、研究に加えて臨床という医療の現場を抱えながらの研究者が多い多忙な環境下で、自主的に「教職員手作りの」ワーキンググループ活動を推進し、知的財産管理体制を構築した。</p> <p>知的財産担当副学長、新規雇用知的財産専任教員、事務局事務員を核に教職員が17時半以降の臨床終了後に、ワーキンググループを開催した。1年間、延べ11回の開催を経て、知的財産活動の目的を「研究の活性化」に置く手作りの知的財産ポリシーを策定した。</p>
お茶の水女子大学	<p>～広がりのある「知的財産戦略構想」立案の事例～</p> <p>知的財産戦略にはあまり関心がなかったお茶の水女子大学が、人文社会系を巻き込み「女性の目線を活かした知的財産戦略」を構想し、2008年度「産学官連携戦略展開事業」(文部科学省)に採択された。これを受けて、知的財産本部の要員体制の強化を図るとともに、人文社会系の准教授を座長とする「イノベーション・プロデュース研究会」を立ち上げ、奈良女子大学、日本女子大学の参画も得て、女子大の特色を活かした「大学研究成果の社会への普及」のあり方などの調査研究を行っている。</p>
神戸学院大学	<p>～小規模大学の知的財産管理体制の構築～</p> <p>同大学は、工学系の学部はなく、栄養学部や薬学部が特許出願の中心となる小規模大学である。このため、多くの特許出願件数の出願は望めず、知的財産専門の部署や担当を設置・育成することは難しい状況にあった。そこで、できるだけ外部の力を活用し、小さな知的財産管理部署の構築を目指した。外部機関として地域の広域TLOに相談し、発明ヒアリング、発明評価、発明審議委員会に関する業務委託契約を締結し、先行技術調査、発明や発掘・評価を実施する体制を整えた。また、技術移転活動等についても、知的財産の権利化及び技術移転に関する契約を締結し、広域TLOの協力を依頼する体制を整えた。</p>

図表 1 - 5 実務・運用方法整備の事例

大学名	概要
京都工芸繊維大学、佐賀大学、東京工芸大学	<p>～明細書の質からみた知的財産管理の改善～</p> <p>大学の知的財産部門においては、知的財産の事務手続きに追われ、代理人が行う明細書に関して管理が及ばないのが現実であった。しかし、過去の大学出願を中間処理で取り扱おうと明細書の品質、納期、費用に関して多くの問題点があることが判明した。そこで、明細書の中身の分析、代理人からのアンケート調査、ヒアリングから業務改善活動を実施した。このような活動により、代理人と大学での明細書作成に関する現状と課題が明らかになり、大学側と代理人が考えていた明細書の考えの相互認識ができるなど、多くの成果があった。</p>
静岡県立大学	<p>～大学の実態に合った発明委員会の再構築と新たな運営方法～</p> <p>小規模大学の知的財産の管理活用の最も重要なことは、規模に見合った身の丈に合った経営、即ち持続可能な知的財産経営であることを大学のトップ及び事務担当者を確認し、それを方針とし、その方針に沿って出願要否選別の基準やシステムを作った。発明の選別には評価項目を決め、評価項目ごとに点数化して総合計点数などを参考に出願の要否を決定することにした。発明委員会で審議される内容は、新規性・進歩性に加えて、費用対効果がどの程度見込めるかといった点で、経済的メリットは金銭的なものばかりではなく、大学にとってあらゆるメリットが考慮される。</p>

図表 1 - 6 知的財産啓発活動の事例

大学名	概要
秋田大学	<p>～知的財産啓発活動の工夫事例～</p> <p>大学における知的財産啓発活動を「実践的啓発」をキーワードとして捉え、まず教職員への継続的・少人数教育を実施することによって、「漏れのない出願」や「先行技術調査」による特許性向上を実現できた。さらに、秋田大学発明ガイドの配布、大学院生への実習的教育、学部生パテントコンテストへの挑戦と、啓発活動を広く展開することによって大学を構成する幹部、教職員や学生の知的財産に対する理解が広がった。全学的知的財産マインドの醸成を図ることが、結果として大学における知的財産活動や知的財産組織を支える基盤となるという実感が得られた。</p>
富山大学	<p>～芸術文化活動での知的財産活動～</p> <p>富山大学の特色を生み出すため、芸術文化学部を知的財産活動に巻き込み、芸術系教員と他学部（医学部、薬学部、工学部等）とのコラボを図ることを狙い、教育向け知的財産セミナー「意匠とは」を開催した。また、学部長等との定例会の開催、契約書の雛形作成の指導、学生向け知的財産セミナー「知的財産とは」の開催、学生・卒業生への個別指導などを実施した。さらに、全国の芸術系大学の実態調査を行うことによって大学における知財管理について認識を新たにした。</p>

図表 1 - 7 産学官連携と知的財産活用の事例

大学名	概要
関西医科大学	<p>～大学のニーズを生かした共同研究の立ち上げ～</p> <p>医療は大学が現場を持つ少ない分野であるため、大学医学部には多くのニーズが存在する。また、同大学が位置する大阪には優れた技術をもつ中小企業が存在する。これらの特徴をもつ両者を結びつける試みの一つとして、臨床分野の複数の医師と従来から大学と交流のある地元企業との非公開の交流会（核心におよぶ議論を行うため）を開催した。この中から医師と企業との従来なかった組合せによる複数の研究プロジェクトを立ち上げることができた。</p>

大学名	概要
琉球大学	<p>～ 地方特産品を生かした産学官連携の事例～</p> <p>同大学の農学部教授は、2007年7月に長年の研究成果として新品種のウコンを開発した。このウコンは従来から沖縄で栽培されていたウコンの薬効成分のクルクミン含有量の数倍を有するものであり、また、根茎が太いため収量が高いなどの特徴がある。同大学は、産学官連携推進機構が中心となって、その成果を広く一般に広めるべく活動を開始した。新品種登録出願を完了し、大学構内でなく通常畑での実栽培試験も終了、さらに愛称として広く親しんでもらうために商標登録も済ませ、現在、沖縄県の栽培農家にて栽培が進んでいる。</p>

図表 1 - 8 海外対応の事例

大学名	概要
関西学院大学	<p>～ 海外の企業に大学保有特許を譲渡～</p> <p>2006年8月、理工学部の金子・佐野研究室が開発した「三次元“その場” ナノプロセス (MBE-LITHO)」技術に関し、学校法人関西学院大学が保有及び出願中の特許を、フランスのリベール社に有償譲渡する契約の調印を行った。</p> <p>現在、同社の日本総代理店及び日本国内企業数社の協力のもと、装置の製品化を進めている。同大学は、その進捗を見守りながら、MBE-LITHO 技術のさらなる発展・確立を目指し、同社の共同研究を調整しているところである。</p>
岐阜薬科大学	<p>～ 小規模大学における海外技術移転活動～</p> <p>同大学は、法人化していないなど、諸般の事情により機関帰属は年間5件程度としているが、潜在的な技術力・シーズが豊富で、小規模大学における国際産学連携のために、知的財産ポリシー等の英文化と HP での公開を進めるとともに、英文契約書雛形の準備と契約内容確認のために、国際派弁護士を非常勤講師として迎えた。また、技術移転のための展示会出展への選択と集中を図り、その一環として研究室紹介の冊子を作成した。</p>

(2) アンケート調査

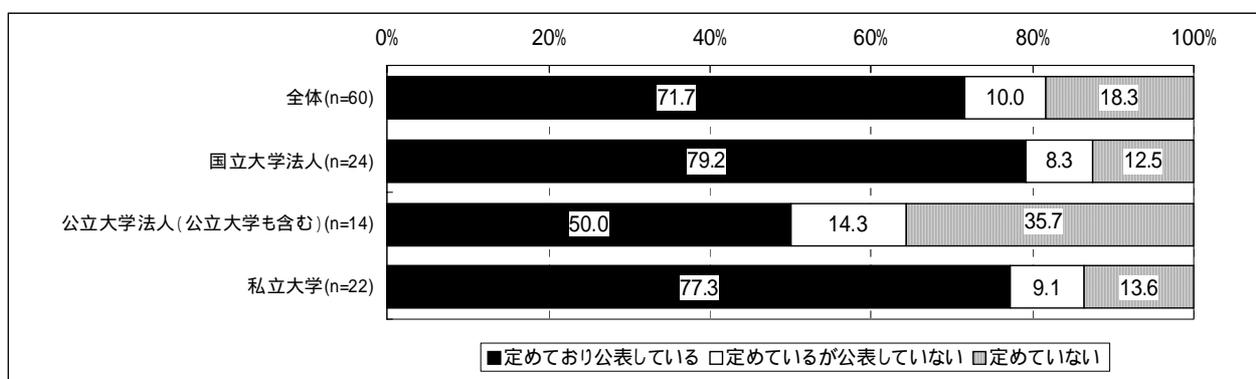
大学知的財産アドバイザー派遣先大学を対象としたアンケート調査では、対象 60 大学全てから回答を得た。ここでは、アンケート調査により、大学知的財産アドバイザー派遣事業の総括に関連する主な集計結果を紹介し、知的財産管理体制構築及び運営管理の現状を明らかにする。

1) 大学運営における知的財産活動の位置づけ

知的財産活動の戦略や方針

大学知的財産アドバイザー派遣先大学における知的財産活動の戦略や方針の策定・公表状況をみると、定めて公表している大学は、全体の 71.7%であり、組織形態別にその比率をみると、国立大学と私立大学が定めている比率が高くなっている。

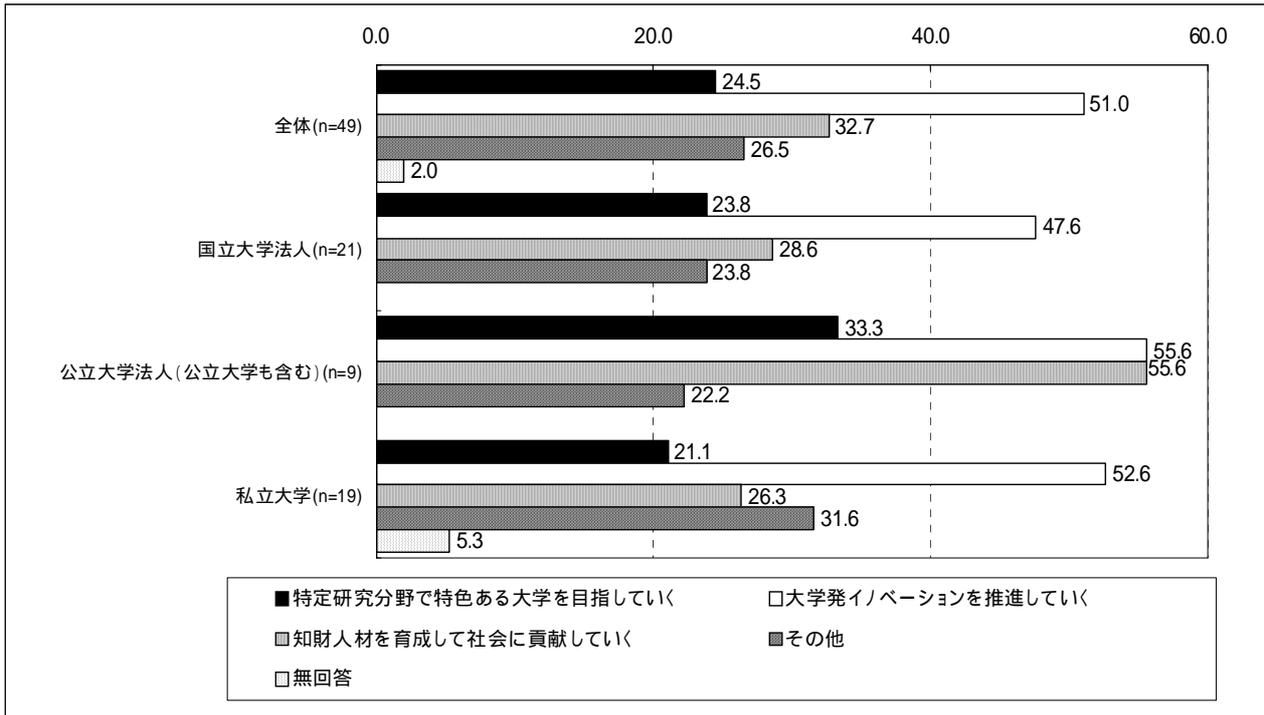
図表 1 - 9 知的財産活動の戦略や方針の策定・公表状況 (問5 × 問1)



さらに、策定している大学において、その内容は「大学発イノベーションを推進していく」とした比率が過半数を超えており、組織形態別にみると、公立大学は、国立大学や私立大学に比べて、「知財人材を育成して社会に貢献していく」とした比率が過半数を超えており、社会に貢献していくといった公立大学の特性が表れている。

なお、各組織形態ともその他の割合が比較的高いが、記述内容をみると、研究成果の社会還元や知的財産の活用など、具体的かつ多岐にわたっている。

図表 1 - 10 知的財産活動の戦略や方針の内容（複数回答）(問 5-1×問 1)

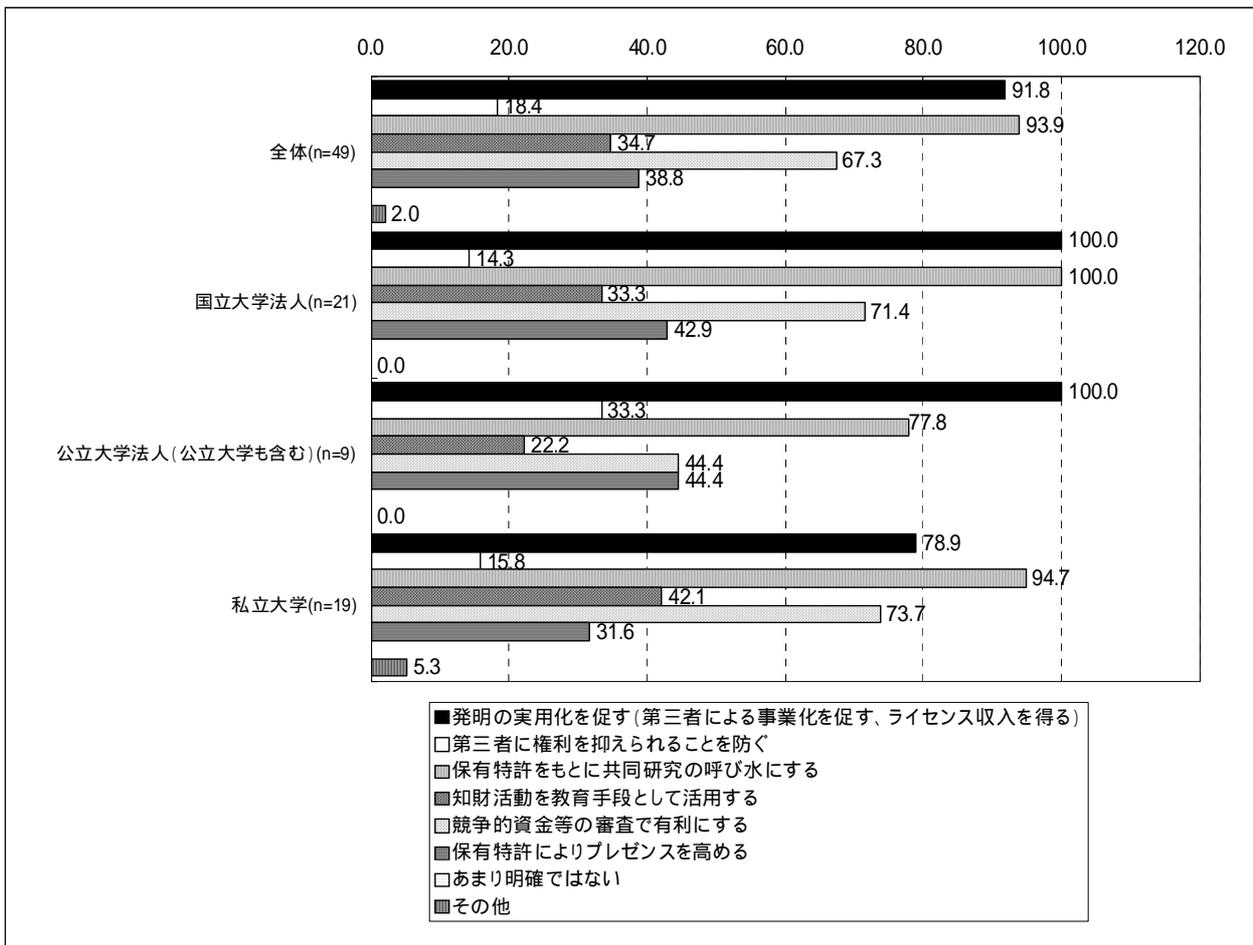


図表 1 - 11 その他の記述内容（問 5-1×問 1）

組織形態	記入内容
国立大学法人	研究成果の社会還元への推進など 教育・研究・地域貢献の役割を果たす中で知財取得に務め社会に還元する 知的財産の取得と有効活用を推進する 社会の発展に寄与していく 大学の価値向上に資する知財活動をしていく 知的創造サイクルの形成を目指す 知財の管理・活用 帰属の明確化、社会での活用を優先等 知的財産を迅速に社会や産業界に還元し、科学技術・産業の発展に貢献する 職員等の知的財産創出活動を支援していく 大学の研究成果を効果的に社会に還元していく 地域社会の福利の向上、地域経済の発展を図ることにより、地域社会に寄与する 知的財産権を積極的に活用し、教育研究の成果を社会に還元する 企業との連携とともに、政府・公的機関との協同 研究交流とともに、教育・人材交流を交えた連携 国際的な産学連携の推進 異なる学問領域・研究分野の協同
公立大学法人 (公立大学を含む)	知的創造サイクルを円滑に実施出来る体制を確立する 研究の活性化、産学公連携の円滑化、知財の適正な管理 研究成果に対する知的財産の獲得管理を行い、その活用を図る 発明の評価、権利化、管理・技術移転に取り組む 知の財産化と活用 職務発明等に関する規程を定め公表している
私立大学	発明者の権利保障とその成果の社会活用、学生の知的財産教育への取組、学術研究の振興 知的財産に関する基本方針（ポリシー） 産学官連携（知財）活動を通じて、教育・研究の活性化を図るとともに、社会貢献を果たす。他 社会貢献 知財の活用によって産業界はじめ広く社会に貢献する 良医育成の精神を根幹において知財活動を行う 運用面が中心 研究教育活動を世界の平和と社会の持続的発展を目的に推進 発明者の権利保護、適正な管理、研究成果の普及 知的財産の創出と有機的活用を図り、社会貢献を果たす 特許の扱いについての基本方針 学術研究の奨励 知財の運営について 研究成果の社会還元 特色ある研究成果により地域や産業に貢献する 大学の研究成果を社会に還元していく 研究成果の普及及び活用を通して社会に貢献していく 知的財産活動を通じた社会連携活動の使命化と促進 本方針としては収支プラスを目指す。2007年に職務発明規程を制定し、パンフを作成して全学教員を対象に説明した。その他、大学の権利承継可否の基準、公知例調査の方法など具体的な手続きを詳細に定め、学内のネットで常時公表している。

さらに、策定している大学の知的財産活動（特許出願等）を行う目的は、「保有特許をもとに共同研究の呼び水にする」（93.9%）と「発明の実用化を促す（第三者による事業化を促す、ライセンス収入を得る）」（91.8%）が多くなっている。組織形態別では、公立大学は、私立大学に比べて、共同研究の呼び水よりも実用化を重視している様子が窺える。

図表 1 - 1 2 知的財産活動（特許出願等）を行う目的（複数回答）(問5-2×問1)



発明届出件数等の知財関連指標

発明届出件数等の知財関連指標（発明届出件数、出願件数、登録件数、実施・譲渡件数、実施料収入）について、1校当たりの平均値を用いて事業実施前と事業実施後を比較すると、全大学では、いずれの指標とも増加しており、派遣事業の成果が窺われる。これを組織形態別にみると、発明届出件数、出願件数については、公立大学の伸びが最も高くなっている。これは、事業実施前の研究者などの知財に関する意識や取組みが、他の組織形態に比べて遅れていたことが一因と考えられる。また、登録件数（累計）では私立大学が、実施・譲渡件数では国立大学が、実施料収入では、私立大学が、それぞれ伸びが最も高くなっている。

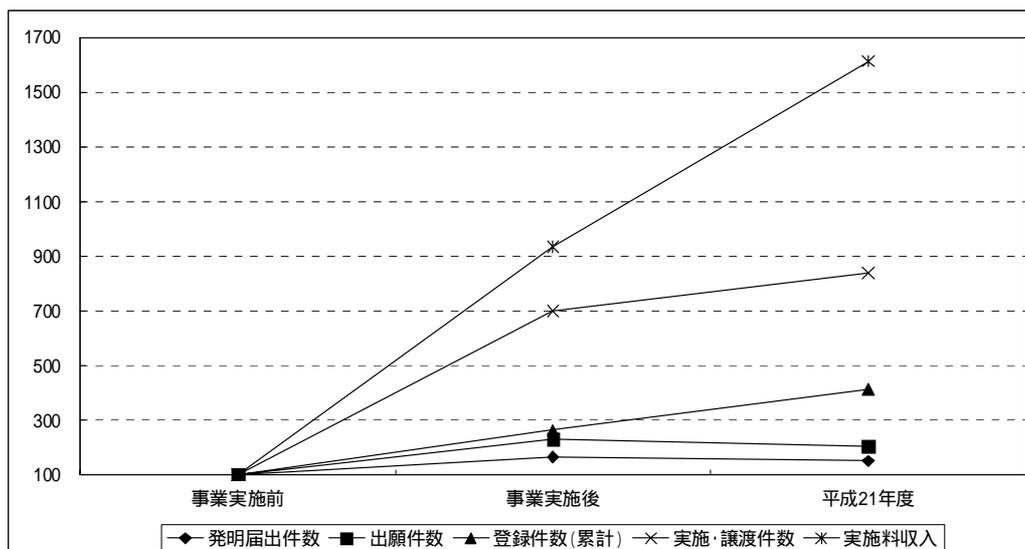
なお、これらの指標は1校あたりの平均値でみているため、回答大学により指標が大きく変わる可能性もあること、大学知的財産アドバイザー派遣事業の成果は、事業実施後、即座に現れるとは限らないことに注意する必要があるが、平成21年度時点までの指標をみると、登録件数（累計）、実施・譲渡件数、実施料収入とも増加しており、成果があったことを窺わせる。

図表1-13 知財関連指標の現状（1校当たり平均の増減率）(問6×問1)

経営形態別	年度	分類	発明届出件数	出願件数	登録件数 (累計)	実施・譲渡件数	実施料収入
合計 (n=60)	事業実施前	国内	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		(共願)	100.0	100.0	100.0	-	-
		海外	-	100.0	100.0	100.0	-
	事業実施後	国内	166.5	232.3	263.6	700.0	933.9
		(共願)	165.3	245.5	320.0	-	-
		海外	-	400.0	220.0	200.0	-
	平成21年度	国内	151.8	205.4	413.6	840.0	1613.1
		(共願)	158.3	211.4	560.0	-	-
		海外	-	400.0	440.0	300.0	-
国立大学法人 (n=24)	事業実施前	国内	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		(共願)	100.0	100.0	100.0	-	-
		海外	-	100.0	100.0	-	-
	事業実施後	国内	139.1	216.0	242.2	1220.0	736.8
		(共願)	151.1	256.9	310.0	-	-
		海外	-	457.1	383.3	-	-
	平成21年度	国内	117.1	175.3	368.1	1260.0	1164.5
		(共願)	132.3	194.4	500.0	-	-
		海外	-	452.4	600.0	-	-
公立大学法人 (n=14)	事業実施前	国内	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		(共願)	100.0	100.0	100.0	-	-
		海外	-	100.0	100.0	-	-
	事業実施後	国内	217.6	297.4	60.0	150.0	94.7
		(共願)	88.4	146.2	0.0	-	-
		海外	-	107.1	0.0	-	-
	平成21年度	国内	204.7	336.8	380.0	300.0	596.8
		(共願)	144.2	211.5	550.0	-	-
		海外	-	128.6	133.3	-	-
私立大学 (n=22)	事業実施前	国内	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		(共願)	100.0	100.0	100.0	-	-
		海外	-	100.0	-	-	-
	事業実施後	国内	195.8	190.9	285.7	433.3	3595.0
		(共願)	213.8	180.8	133.3	-	-
		海外	-	320.0	-	-	-
	平成21年度	国内	253.5	234.5	714.3	866.7	8211.9
		(共願)	272.4	253.8	433.3	-	-
		海外	-	520.0	-	-	-

(注) 増減率は、事業実施前を100とした指数で表示。

図表 1 - 1 4 1 校当たり平均の特許関連指標の推移 (国内)(n=60)(問6)



(注) 縦軸は、事業実施前を 100 とした指数で表示。

研究関連指標

受託研究及び共同研究といった研究関連指標について、1 校当たりの平均値を用いて事業実施前と事業実施後で比較すると、全大学では受託研究及び共同研究の件数、受入金額とも増加しており、大学知的財産アドバイザー派遣事業により、活用に向けての取組みが活発化したことを窺わせる。

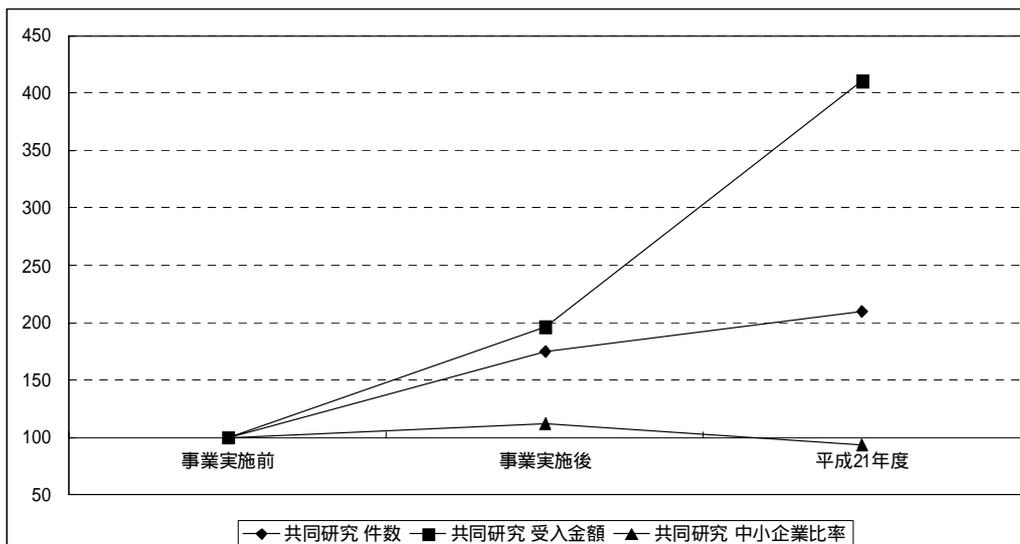
組織形態別にみると、受託研究及び共同研究の件数、受入金額とも、国立大学及び私立大学が大きく伸びている。また、中小企業比率をみると、受託研究、共同研究とも公立大学の伸びが特徴的であり、地域に貢献するといった公立大学の特徴が表れている。

図表 1 - 1 5 研究関連指標の現状 (1 校当たり平均の増減率)(問7×問1)

経営形態別	年度	受託研究			共同研究		
		件数	受入金額	中小企業比率	件数	受入金額	中小企業比率
合計 (n=60)	事業実施前	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	事業実施後	141.6	135.4	88.7	175.0	196.0	112.0
	平成21年度	162.6	365.2	121.1	209.3	410.4	93.4
国立大学法人 (n=24)	事業実施前	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	事業実施後	149.4	147.9	83.9	151.8	200.1	100.3
	平成21年度	273.4	649.5	130.6	235.4	559.3	76.4
公立大学法人 (n=14)	事業実施前	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	事業実施後	25.5	41.2	145.4	74.6	70.3	166.7
	平成21年度	83.6	126.0	118.4	197.1	125.7	125.1
私立大学 (n=22)	事業実施前	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	事業実施後	182.6	148.8	80.1	423.9	219.8	95.1
	平成21年度	117.1	179.9	104.2	419.6	374.1	128.0

(注) 増減率は、事業実施前を 100 とした指数で表示。

図表 1 - 1 6 1校当たり平均の共同研究件数等の推移(国内)(n=60)(問7)



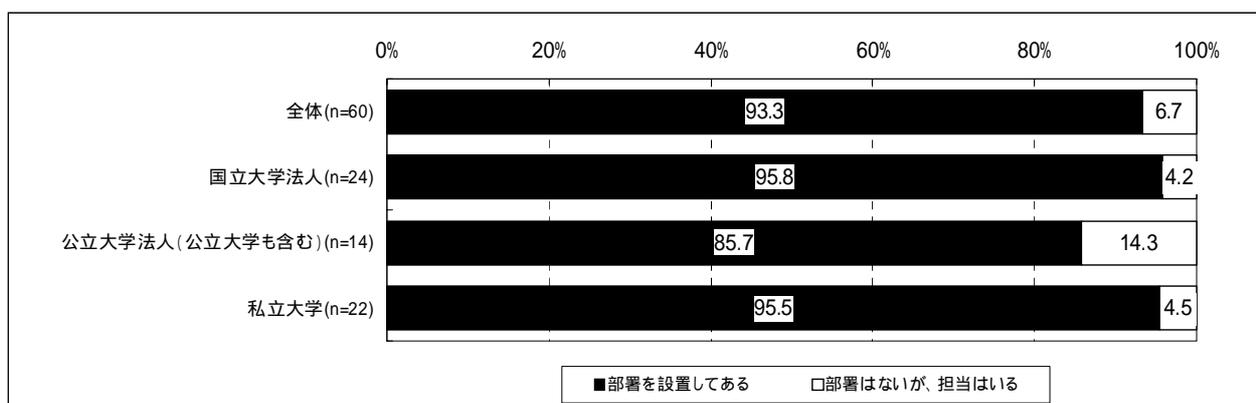
(注) 縦軸は、事業実施前を 100 とした指数で表示。

2) 知的財産の運用体制と知的担当者等の業務内容

知的財産の運用体制

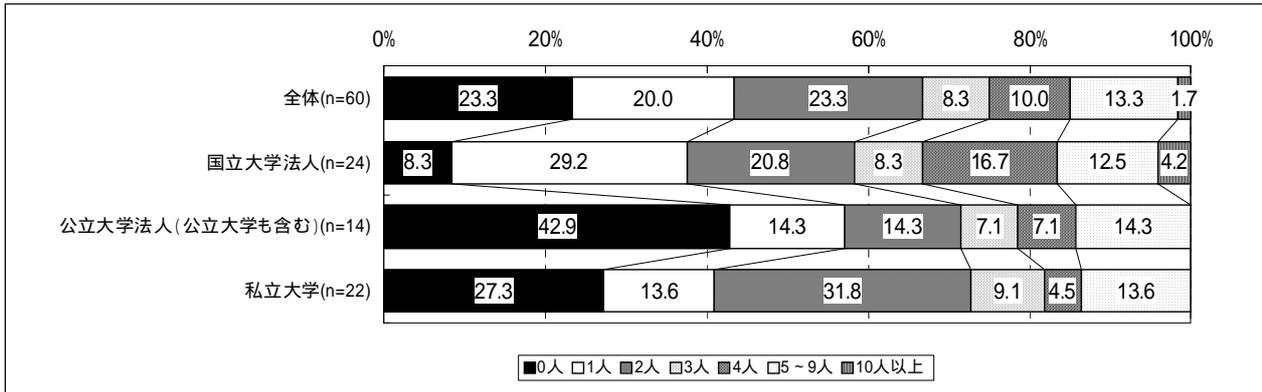
大学知的財産管理アドバイザー派遣先大学の知的財産の運用体制は、「部署を設置してある」割合は9割を超えているが、組織形態別にみると、公立大学が9割を下回っており、他の組織形態に比べて、体制していない大学の比率が高くなっている。

図表 1 - 1 7 知的財産担当部署の設置状況(問8×問1)

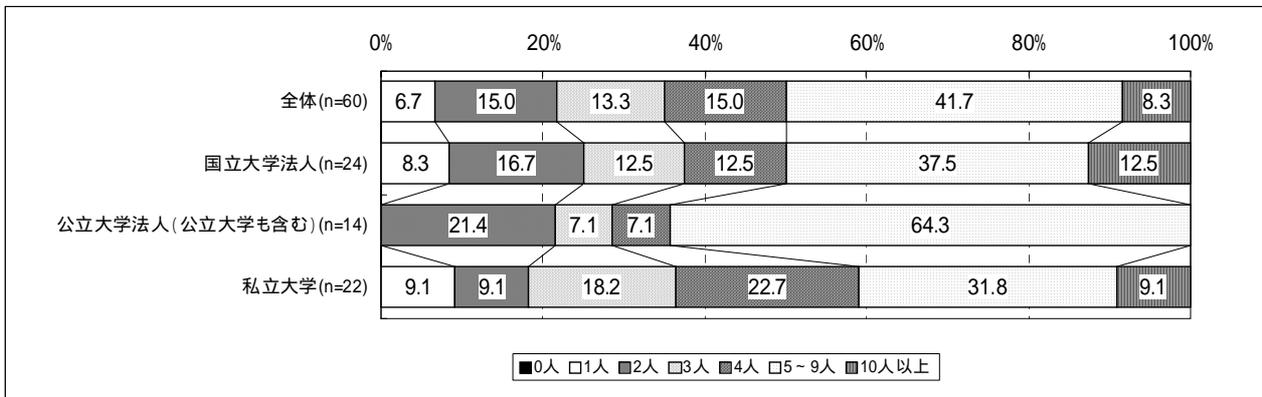


知的財産担当部署の専任職員数を人員数別にみると、全体では、3人までが過半数を占めている一方で、10人以上の職員を配置している大学もある。組織形態別では、国立大学が人員を多く配置している様子が窺える。兼任も含めた合計職員数でみると、10人までが過半数を占めており、組織形態別でみると、公立大学の人員が少なくなっている。

図表 1 - 1 8 知的財産担当部署の専任職員数 (問 8 × 問 1)

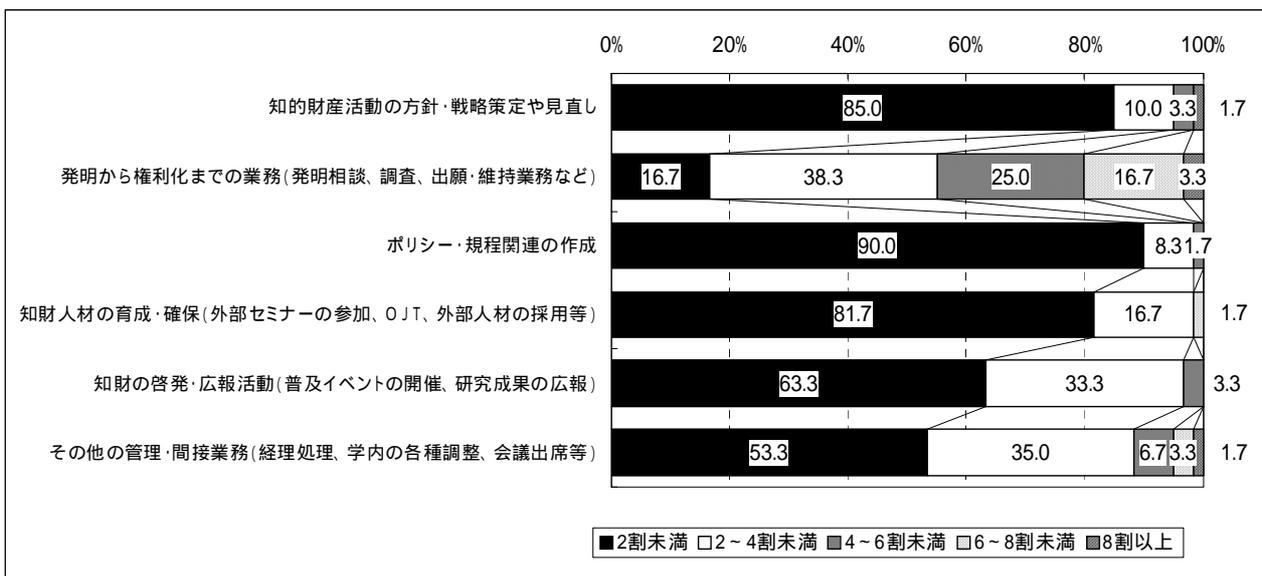


図表 1 - 1 9 知的財産担当部署の合計職員数 (問 8 × 問 1)



さらに、知財管理従事者の業務内容ごとの年間投入時間割合をみると、多くの大学で派遣事業が終了していることもあり、「ポリシー・規程関連の作成」や「知的財産活動の方針・戦略策定や見直し」等が2割未満の比率が高い一方で、「発明から権利化までの業務(発明相談、調査、出願・維持業務など)」は2割未満の比率が低く、大学知的財産アドバイザー派遣事業により整備された体制やルール等に基づいて運営されている様子が窺える。

図表 1 - 2 0 知財管理従事者の業務内容ごとの年間投入時間割合 (問 10)

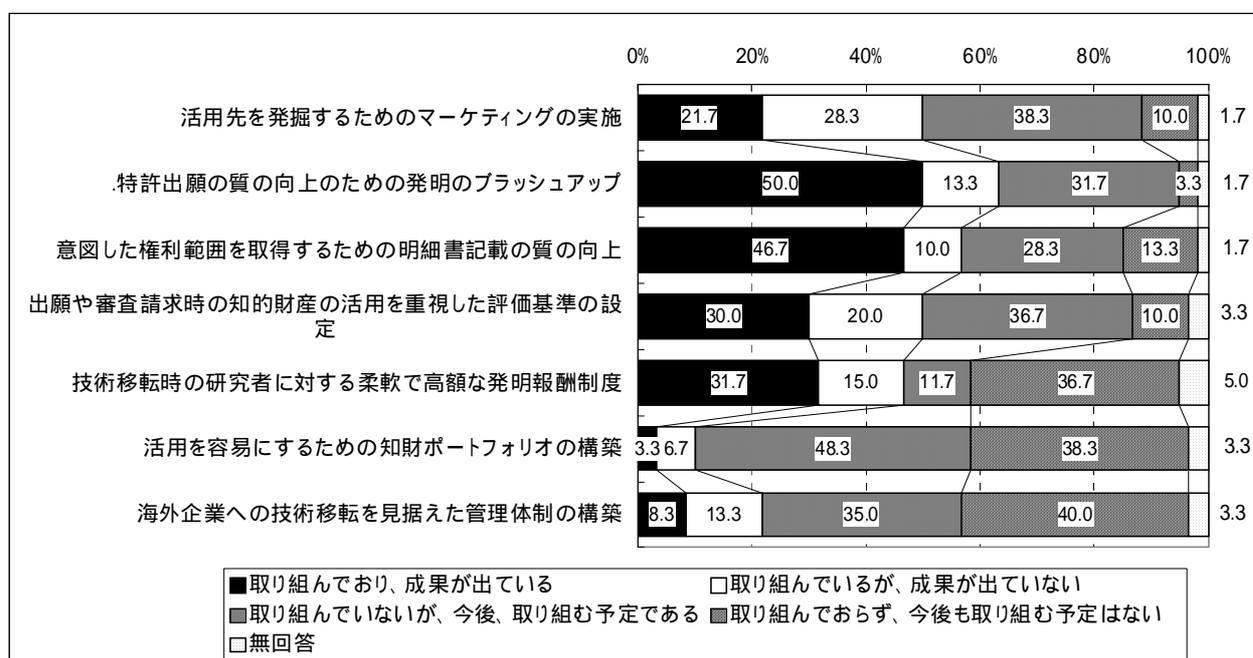


知的財産の活用を推進するための取組状況

知的財産の活用を推進するための取組状況をみると、最も取り組んでおり成果が出ているのが、「特許出願の質の向上を図るための発明のブラッシュアップ」(50.0%)で、次いで「意図した権利範囲を取得するための明細書記載の質の向上」(46.7%)となっており、これらの取組みは、大学知的財産アドバイザー派遣事業の効果と考えられる。

一方、最も取り組んでいないのが「活用を容易にするための知財ポートフォリオの構築」で、次いで「海外企業への技術移転を見据えた管理体制の構築」となっている。これらの取組みは、大学知的財産アドバイザー派遣事業の目的からみると、より高度な取組みであるが、僅かながら、取組みにより成果を出している大学も存在する。

図表 1 - 2 1 知的財産の活用を推進するための取組状況 (問 11)

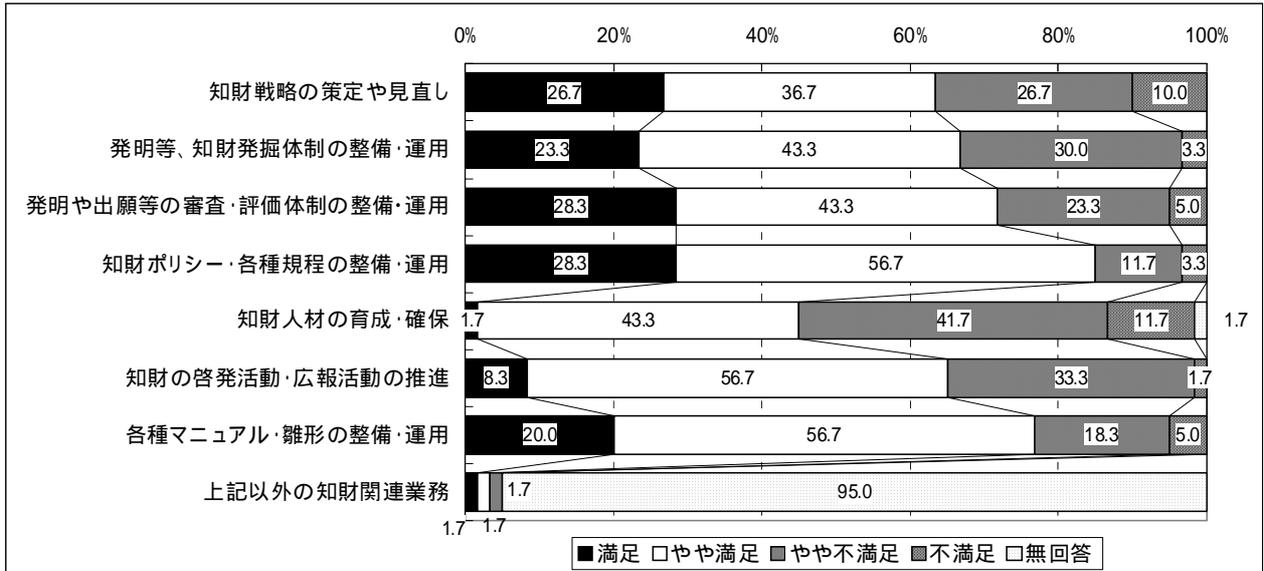


3) 知的財産管理体制構築と運営管理に向けての活動に対する評価

活動に対する満足度

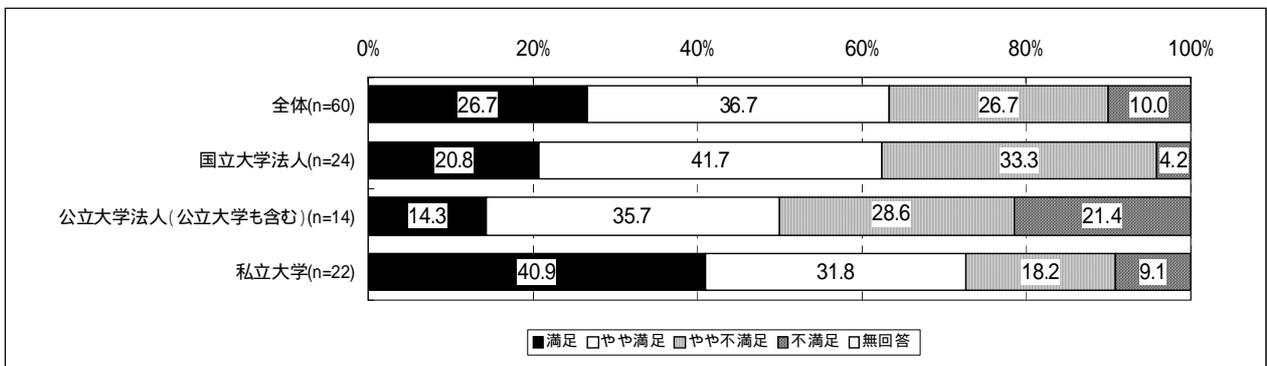
知的財産管理体制構築と運営管理に向けての活動について、「満足」と「やや満足」を合わせて、全体として最も満足度が高いのは、「知財ポリシー・各種規程の整備・運用」、最も満足度が低いのは、「知財人材の育成・確保」となっており、知財人材の育成・確保が大きな課題として残されていることを示している。

図表 1 - 2 1 活動に対する評価 (問 12)

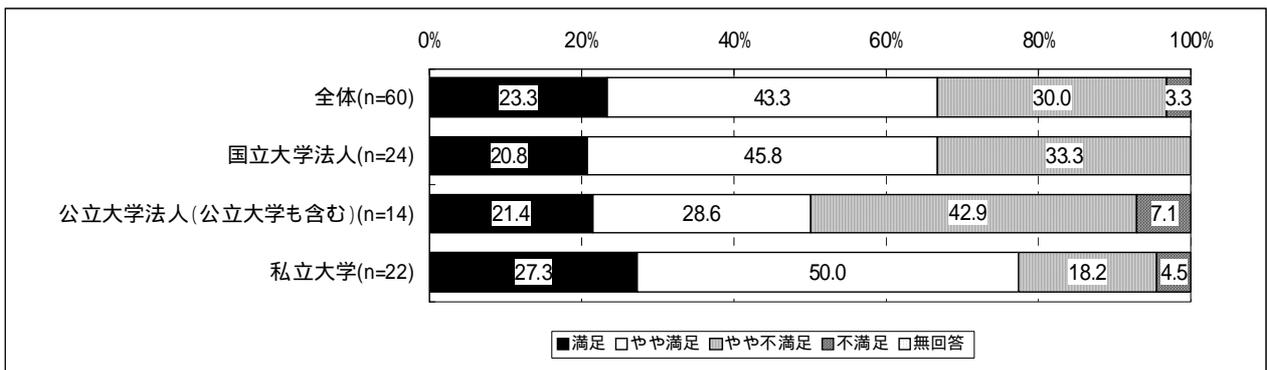


次に、これらの活動を大学の組織形態別にみると、いずれの活動とも、公立大学の満足度が最も低くなっている。そのなかで、最も満足度の差が大きいのは、「発明等、知財発掘体制の整備・運用」となっており、公立大学における研究者の知財に関する意識が、国立大学や私立大学に比べて相対的に低いものと考えられる

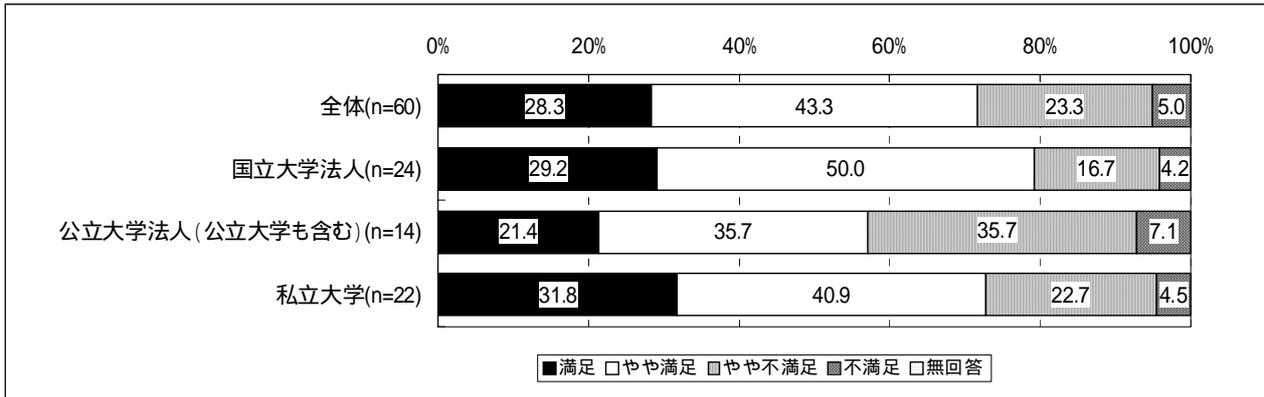
図表 1 - 2 2 組織形態別にみた活動の評価 (知財戦略の策定や見直し)(問 12×問 1)



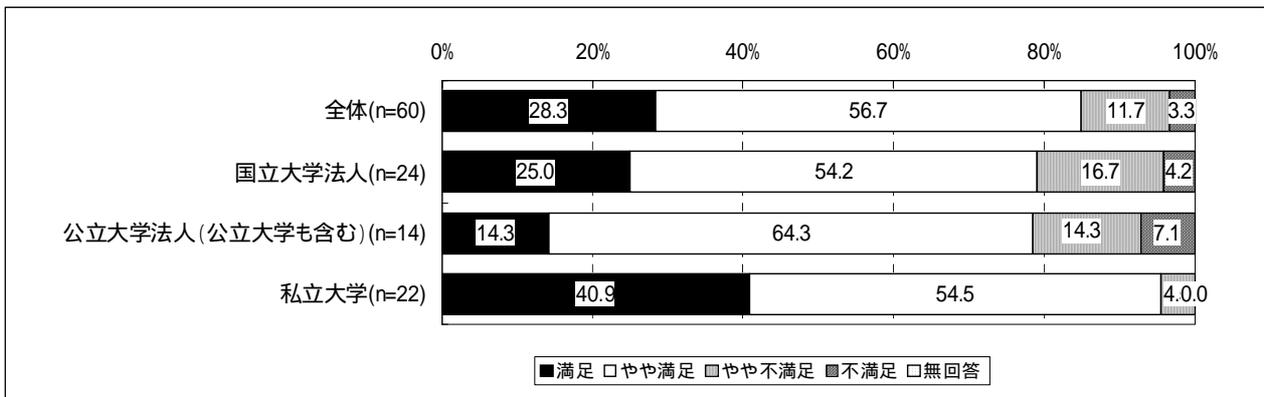
図表 1 - 2 3 組織形態別にみた活動の評価 (発明等、知財発掘体制の整備・運用)(問 12×問 1)



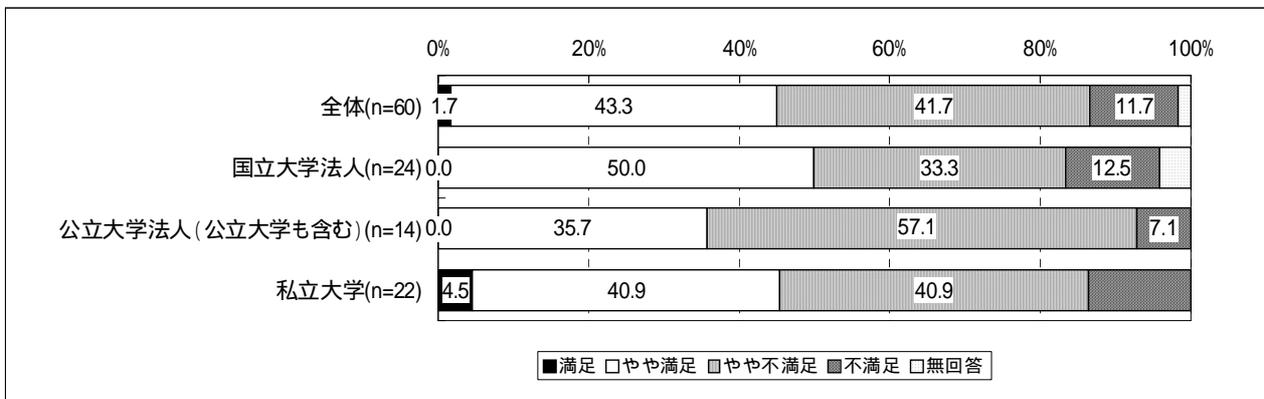
図表 1 - 2 4 組織形態別にみた活動の評価(発明や出願等の審査・評価体制の整備・運用)(問12×問1)



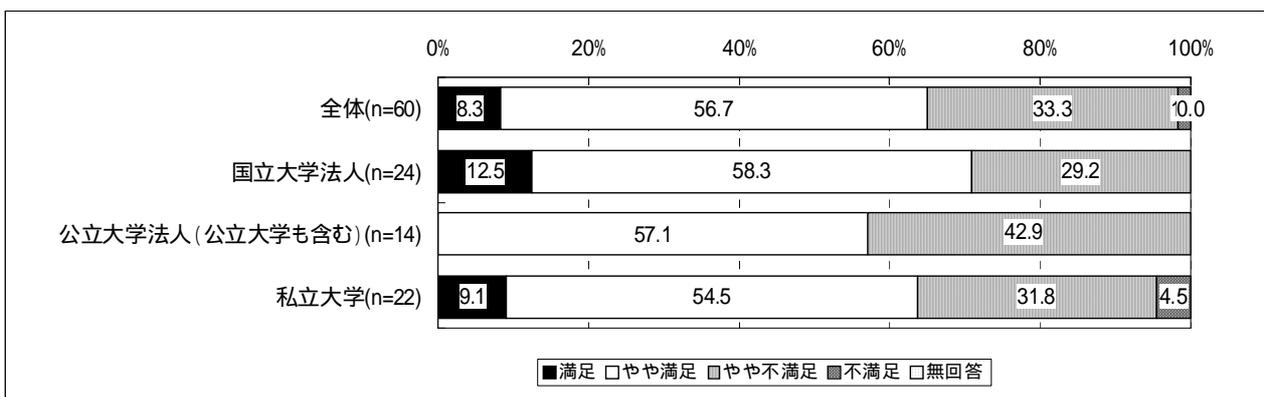
図表 1 - 2 5 組織形態別にみた活動の評価(知財ポリシー・各種規程の整備・運用)(問12×問1)



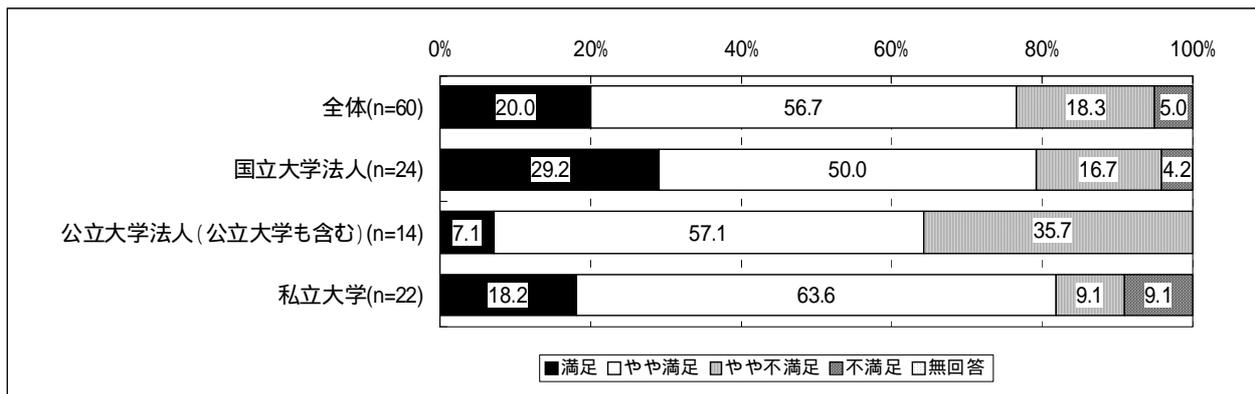
図表 1 - 2 6 組織形態別にみた活動の評価(知財人材の育成・確保)(問12×問1)



図表 1 - 2 7 組織形態別にみた活動の評価(知財の啓発活動・広報活動の推進)(問12×問1)

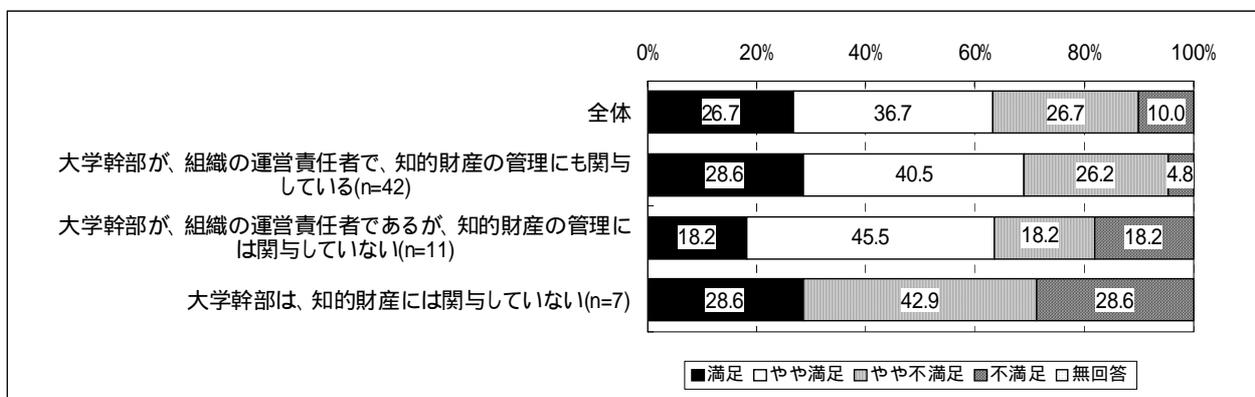


図表 1 - 2 8 組織形態別にみた活動の評価（各種マニュアル・雛形の整備・運用）(問 12×問 1)

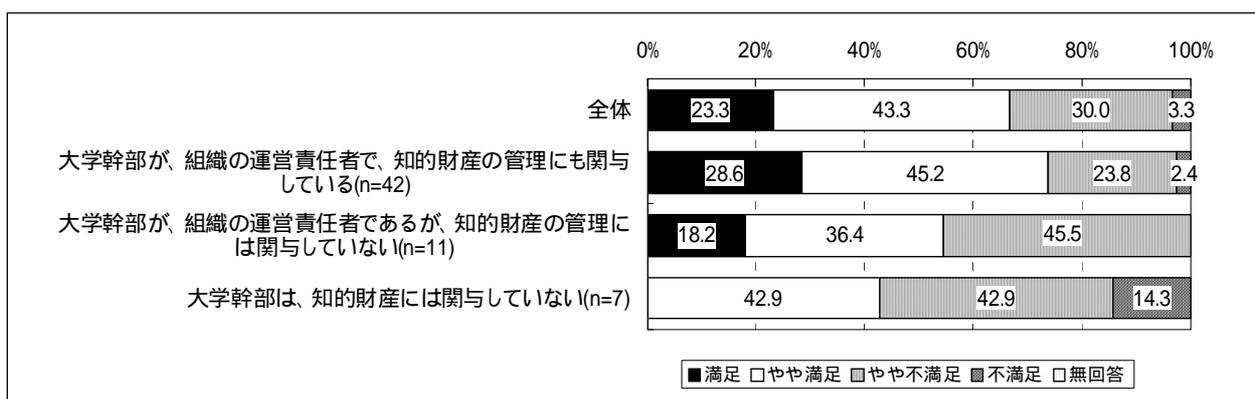


さらに、知的財産の担当者が所属する組織や活動に対する大学幹部（学長、副学長、理事長など）の関与の度合い別にみると、大学幹部の関与度が高いほど、「満足」と「やや満足」を合わせた比率が高くなっているのは、「知財戦略の策定や見直し」、「発明等、知財発掘体制の整備・運用」、「発明や出願等の審査・評価体制の整備・運用」である。これらの活動のなかで、特に「知財戦略の策定や見直し」は大学運営に関わることだけに大学幹部の関与が求められる。一方、「発明等、知財発掘体制の整備・運用」、「発明や出願等の審査・評価体制の整備・運用」については、知財管理整備の段階では、研究者の意識を高めて知財を発掘し、実際に出願に結び付けていくといったプロセスに、大学幹部が関与する意義は大きいと考えられる。

図表 1 - 2 9 大学幹部の関与度別にみた活動の評価（知財戦略の策定や見直し）(問 12×問 4)

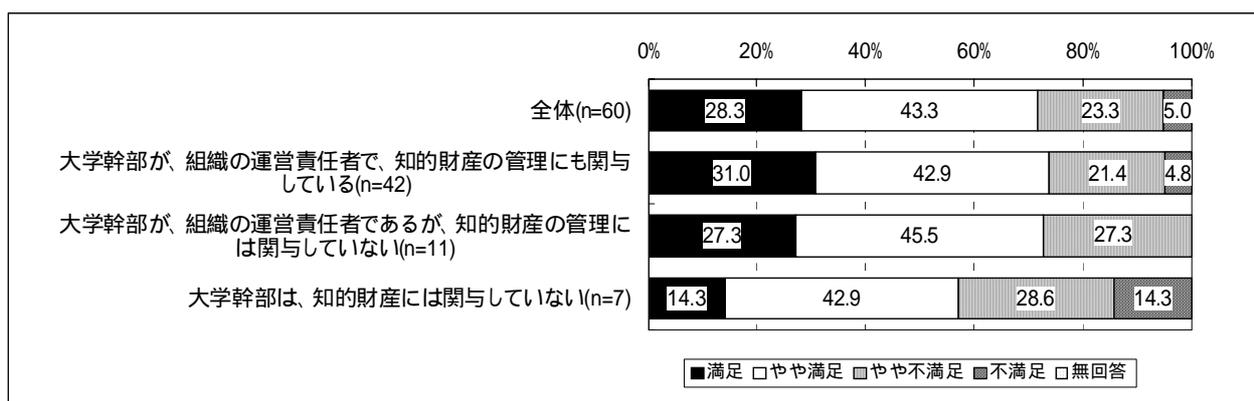


図表 1 - 3 0 大学幹部の関与度別にみた活動の評価（発明等、知財発掘体制の整備・運用）(問 12×問 4)



図表 1 - 3 1 大学幹部の関与度別にみた活動の評価（発明や出願等の審査・評価体制の整備・運用）

（問 12 × 問 4）



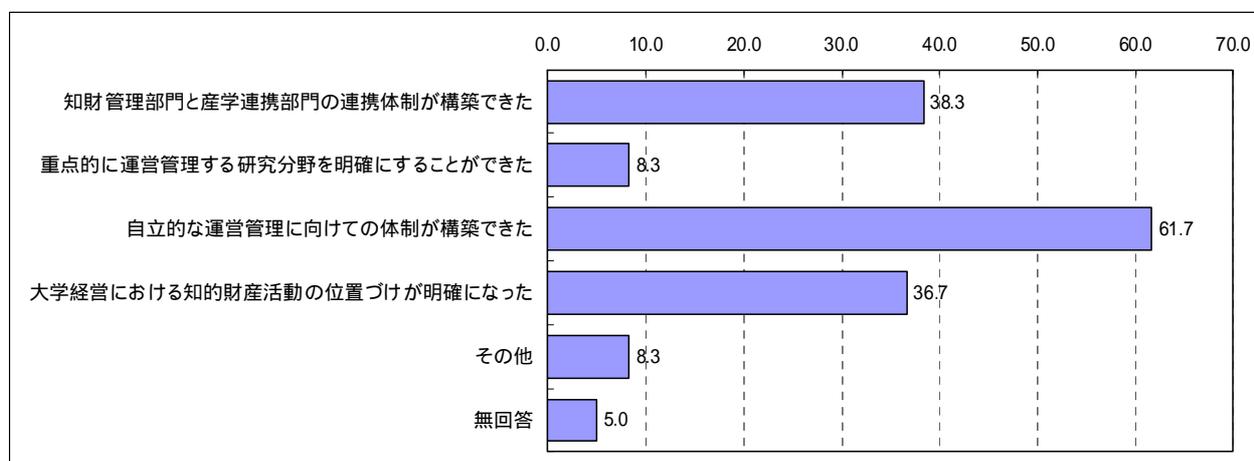
解決できたこと

大学知的財産アドバイザー派遣事業により解決できたことについて、半数以上が解決できたとしているのは以下の活動であり、知財管理の自立的な運営に向けての、知的財産管理体制の構築及び運営管理に関する基盤づくりができたことを窺わせる。

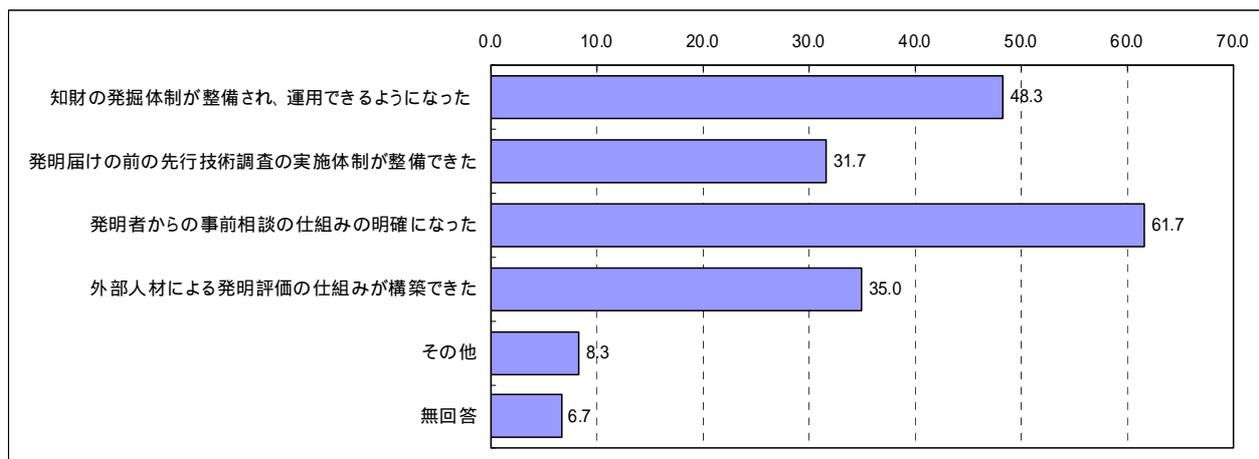
- ・ 「知財戦略の策定や見直し」における、自立的な運営管理に向けての体制構築
- ・ 「発明等、知財発掘体制の整備・運用」における、発明者からの事前相談の仕組みの明確化
- ・ 「知財ポリシー・各種規程の整備・運用」における、大学の特性にあった知財ポリシーの整備・運用
- ・ 「知財の啓発活動・広報活動の推進」における、研究者の知財に関する基礎知識の向上
- ・ 「各種マニュアル・雛形の整備・運用」における、受託研究・共同研究において大学に不利益にならない契約、各種マニュアル・雛形の一通りの整備

また、その他の知財関連業務としては、知的財産取扱いの手引きを作成し、教職員へ配布したこと、利益相反マネジメント、安全保障貿易管理等リスク管理体制を構築することができたことが挙げられており、基盤づくりを進めるなかで、より進んだ取り組みもなされている状況が窺える。

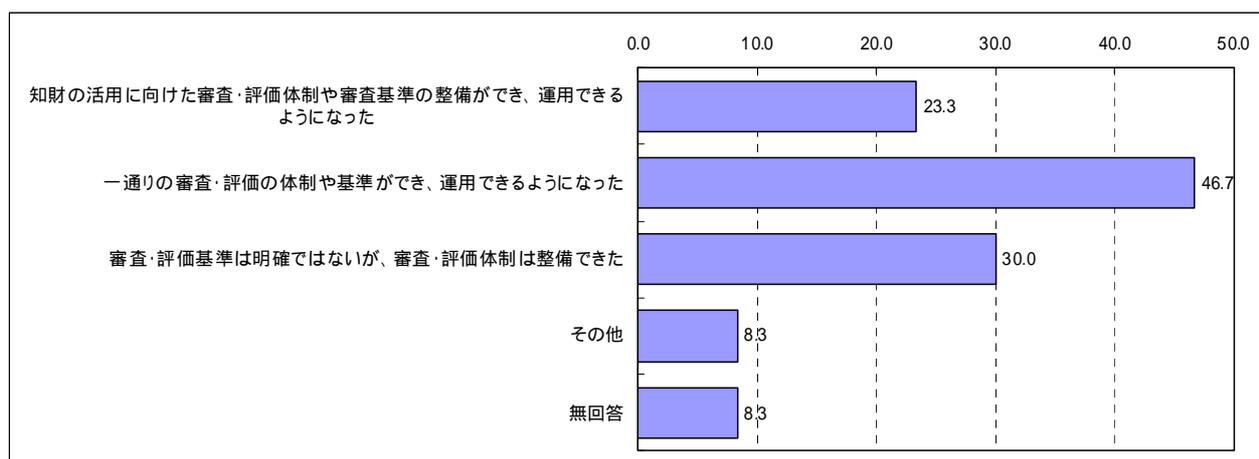
図表 1 - 3 2 大学A D派遣事業により解決できたこと（知財戦略の策定や見直し）（複数回答）（問 13）



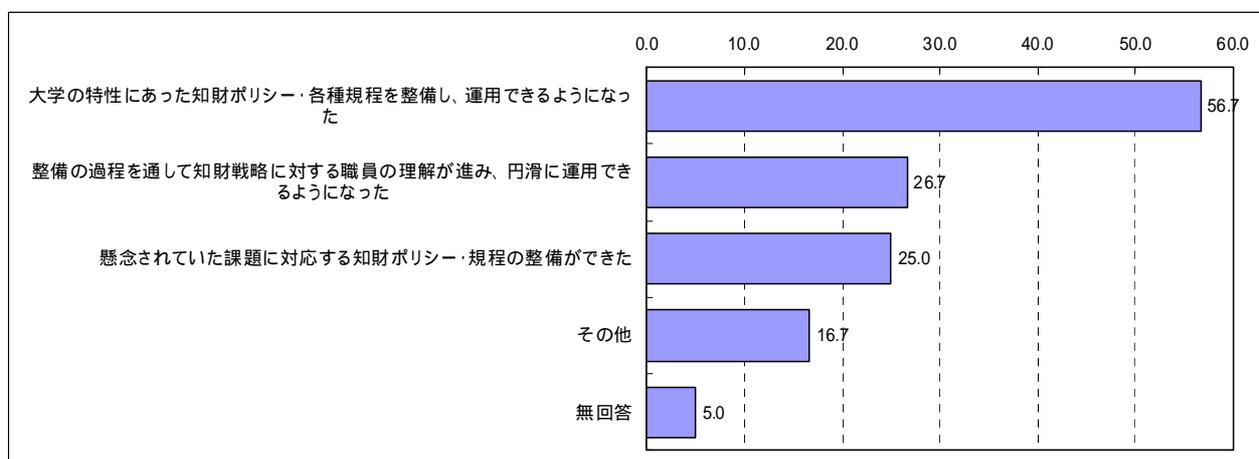
図表 1 - 3 3 大学A D派遣事業により解決できたこと（発明等、知財発掘体制の整備・運用）
（複数回答）(問 13)



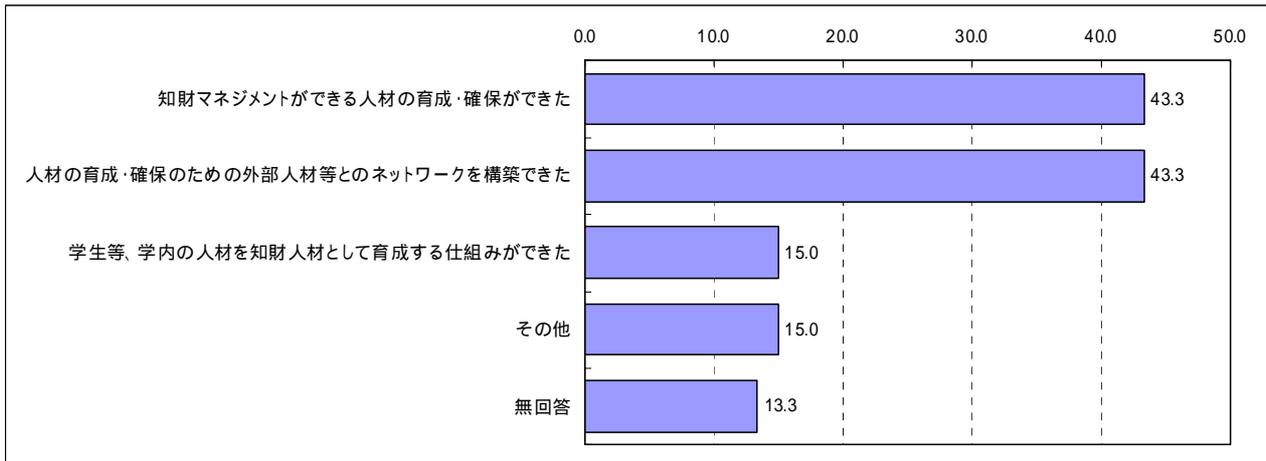
図表 1 - 3 4 大学A D派遣事業により解決できたこと（発明や出願等の審査・評価体制の整備・運用）
（複数回答）(問 13)



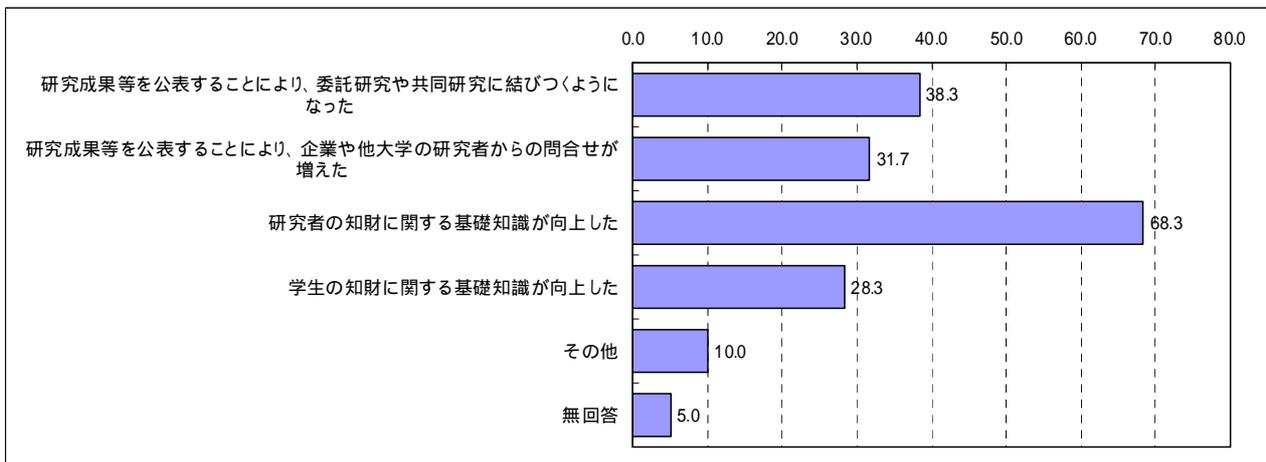
図表 1 - 3 5 大学A D派遣事業により解決できたこと（知財ポリシー・各種規程の整備・運用）
（複数回答）(問 13)



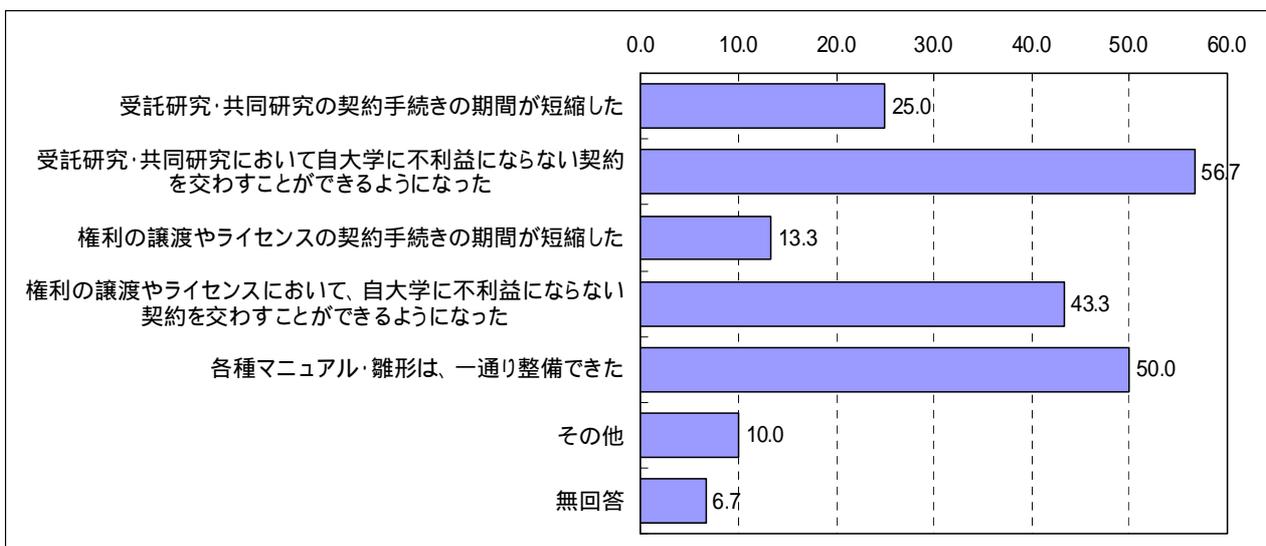
図表 1 - 3 6 大学AD派遣事業により解決できたこと(知財人材の育成・確保)(複数回答)(問13)



図表 1 - 3 7 大学AD派遣事業により解決できたこと(知財の啓発活動・広報活動の推進)(複数回答)(問13)



図表 1 - 3 8 大学AD派遣事業により解決できたこと(各種マニュアル・雛形の整備・運用)(複数回答)(問13)



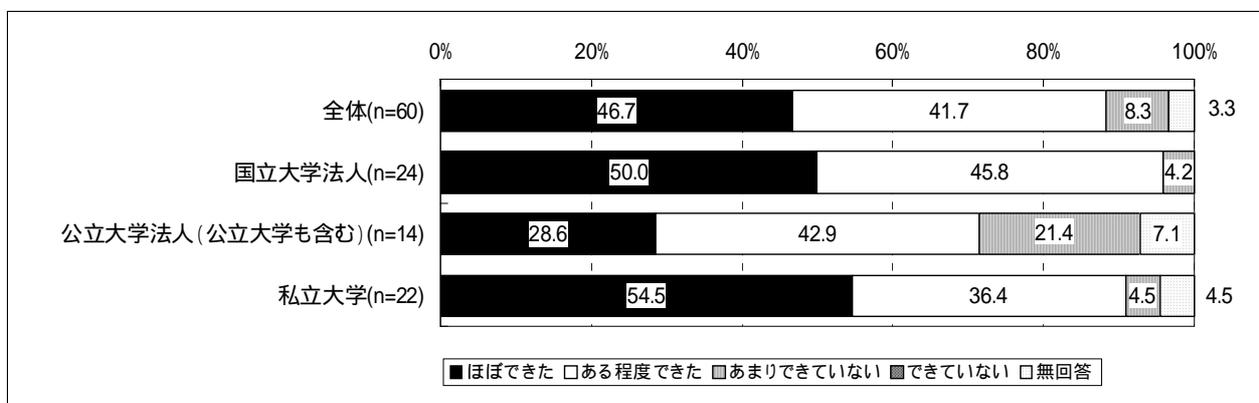
4) 総合評価

知的財産管理体制の構築では、全体では、「ほぼできた」と「ある程度できた」をあわせた比率が8割を超えており、組織形態別にみると、公立大学のプラス評価が他の形態に比べて、多少低くなっている。

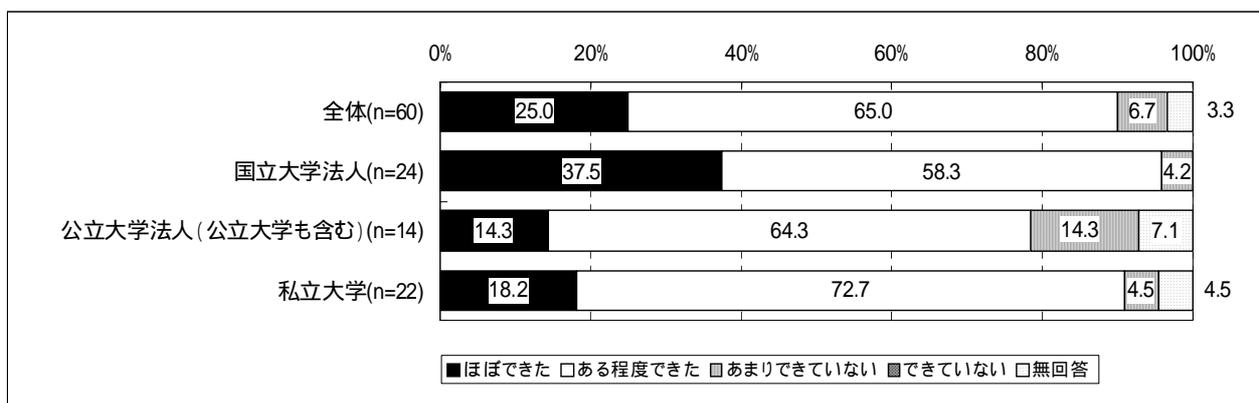
知的財産の適正な運営管理では「ほぼできた」とする比率は、知的財産管理体制の構築の比率には及ばないものの、「ほぼできた」と「ある程度できた」を合わせた比率では約9割となっている。組織形態別にみると、知的財産管理体制の構築と同様、公立大学のプラス評価が他の形態に比べて、多少低くなっている。

知的財産管理体制の構築と適正な運営管理の成果としての自立的な運営では、全体では、「ほぼできた」と「ある程度できた」を合わせると約8割となっており、組織形態別にみると、国立大学の評価の高さが際立っている。

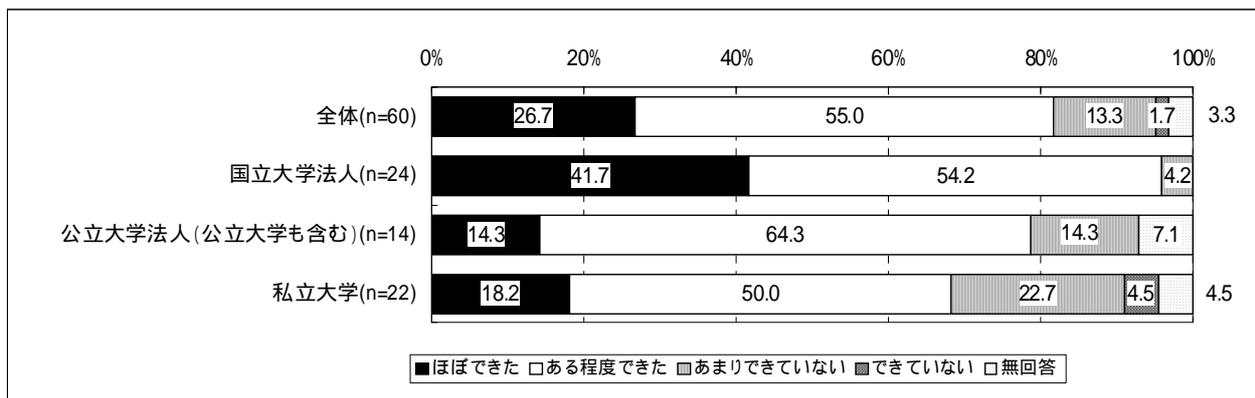
図表 1 - 3 9 総合評価 (知的財産管理体制の構築) (問 15 × 問 1)



図表 1 - 4 0 総合評価 (知的財産の適正な運営管理) (問 15 × 問 1)

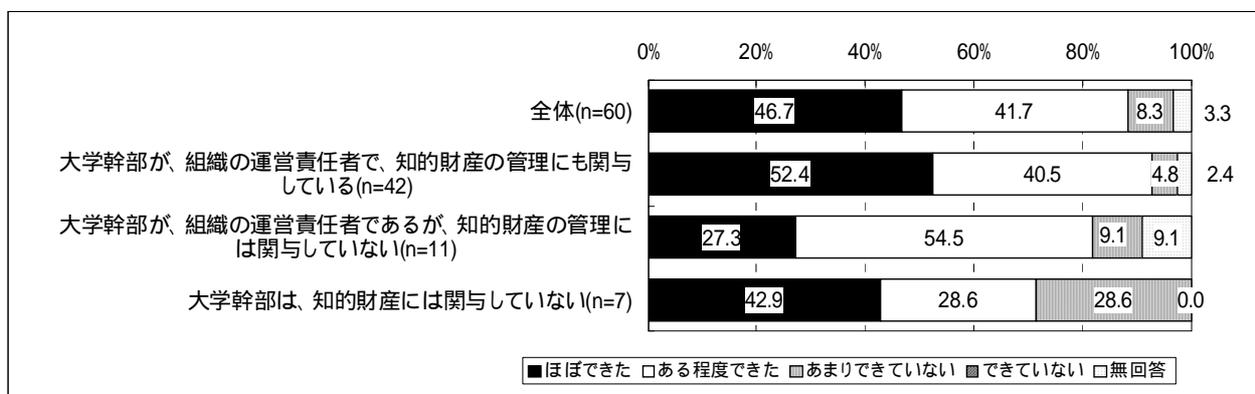


図表 1 - 4 1 総合評価（自立的な運営）(問 15×問 1)

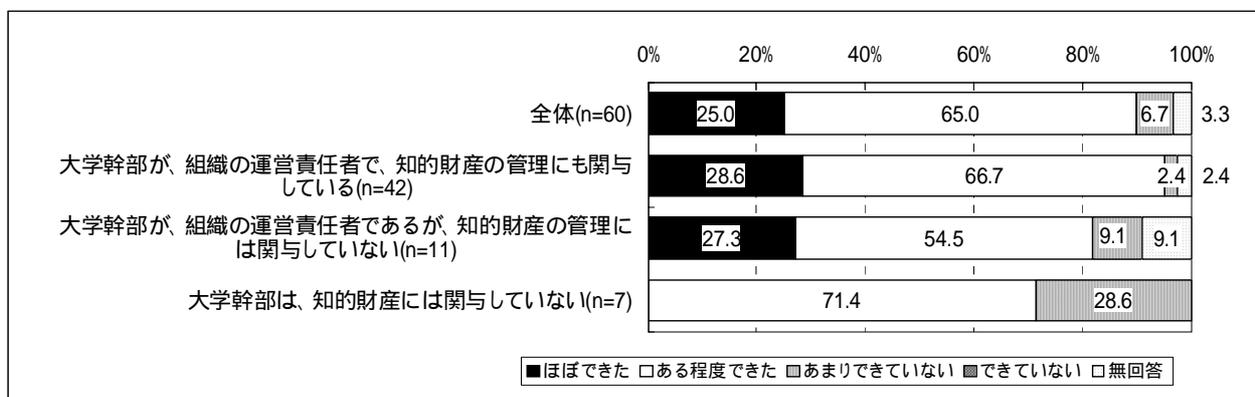


次に、知的財産を担当する者が所属する組織や活動に対する大学幹部（学長、副学長、理事長など）の関与の度合い別にみると、知的財産管理体制の構築、知的財産の適正な運営管理、自立的な運営とも、大学幹部の関与の度合いが大きいほど、「ほぼできた」と「ある程度できた」を合わせた比率が高くなっている。ただし、その比率の差をみると「自立的な運営」が最も小さくなっており、「自立的な運営」は、大学幹部の関与による「知的財産管理体制の構築」と、その体制に基づく「知的財産の適正な運営管理」がなされる結果と、受け止めることができよう。

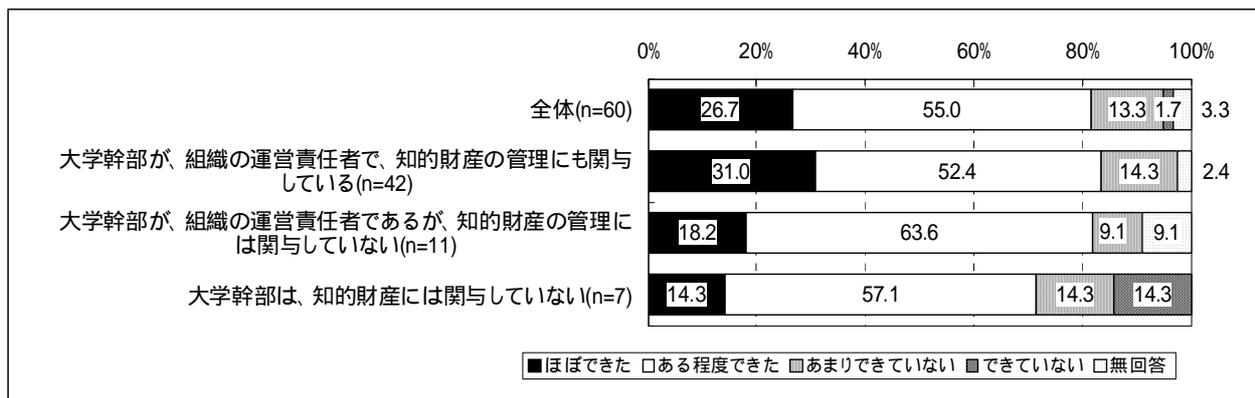
図表 1 - 4 2 大学幹部の関与度別にみた総合評価（知的財産管理体制の構築）(問 15×問 4)



図表 1 - 4 3 大学幹部の関与度別にみた総合評価（知的財産の適正な運営管理）(問 15×問 4)



図表 1 - 4 4 大学幹部の関与度別にみた総合評価（自立的な運営）(問 15 × 問 4)



(3) ヒアリング調査

大学及び大学知的財産アドバイザーに対するヒアリング結果について、以下に示す。

1) 大学ヒアリング調査結果

10 大学へのヒアリング調査では、3 年間の派遣であったこともあり、大学知的財産アドバイザー派遣事業による知的財産管理体制の整備やその体制に基づく運営管理がなされている実態が明らかになった。特に、知的財産の管理経験が豊富な外部人材としてのアドバイザーが評価されている。

図表 1 - 4 5 大学知的財産アドバイザー派遣大学のヒアリング結果の概要

大学名(派遣期間)	大学知的財産アドバイザー派遣事業に対する評価内容
帯広畜産大学 (H18～20 年度)	<p>大学の特徴に合わせた知的財産ポリシーを策定 平成 19 年に、大学知的財産アドバイザーの支援を受けて知的財産ポリシーを作成するとともに、職務発明取扱規程を改正した。この知的財産ポリシーは外部の企業が共同研究を行う際の目安として活用される。そのため、<u>企業からみてハードルが高すぎると共同研究の提案が減ってしまうし、ハードルを下げると大学にとって不利になってしまう。ADにはそのバランスを取ってもらった。たとえば不実施補償は一律に求めるものではなく、個別に協議することとしている。</u></p>
弘前大学 (H15～17 年度)	<p>運用までの根回しまで支援してもらう AD 派遣により知的財産ポリシー、知的財産取り扱い規程、知的財産管理活用規程、発明届け出書を作成した。この成果には大変満足している。それほど多くの規程をつくったわけではないが、<u>運用に際しては実際の根回しが必要となるため、そこも丁寧に支援してもらった。とくに法人化に移行する際の法人帰属の説明は根回しをする必要があった。</u> 平成 20 年度にポリシー等の内容を見直し、簡易な形式にした。<u>実際に運営していくとみえてくる課題があった。ポリシーの特徴として実施の際の報償を、特許費用を除いた収益の 25%を発明者に、25%を研究室に配分する仕組みである。平成 21 年には有体物取り扱い規程を新規に作成した。</u></p>
静岡県立大学 (H18～20 年度)	<p>知財管理スキームの確立 <u>派遣事業で満足しているのは、法人化に伴い知財管理スキームが確立できたことであり、大学知的財産アドバイザーの貢献度は大きい。特に、知財評価の方法で、出願の可否に関する指標として、特許性、新規性、進歩性、活用可能性、大学固有の事情(地域連携等)の項目を設け、それぞれの項目における評価を数値化することで、出願の可否に関する一つの指標を確立したことは、企業での知財マネジメントを経験されたアドバイザーならではの成果である。</u> 体制整備や運営管理の基盤整備、人材育成・確保への貢献 <u>アドバイザー派遣事業の最大の特徴は、経験豊かな企業OBが派遣されることにあり、3年間の活動を通じて、体制整備や運営管理の基盤が整備され、人材育成・確保にも貢献された。特に、共同研究契約では、企業の立場から大学の立場を理解して契約のアドバイスをいただいた。大学にとっては、立場の違う専門家からのアドバイスは極めて重要である。</u></p>
名古屋市立大学 (H18～20 年度)	<p>3年間の派遣で産学連携活動の定着化が大幅に推進 月例ミーティングの定例化や発明委員会の円滑な運営などに助言いただいた。利益相反規程に関しリエゾン・センターが主体的に行う仕組みとするよう、また、発明の評価と帰属判断基準の考え方にも貴重な助言を受けた。平成 18 年度(特別派遣)、同大学の法人化初年度で、知的財産活動の体制・制度運営面で大筋の布石を完了した。平</p>

大学名(派遣期間)	大学知的財産アドバイザー派遣事業に対する評価内容
	成 19～20 年度(常駐派遣) 制度・運用面の強化充実により、産学連携活動の定着化が大幅に推進された。
三重大学 (H16～18年度)	<p>組織や規程等の知的財産管理体制の構築と人材が育成などに成果 産学連携・知的財産の活動実績に関する関係省庁の調査結果では、大学の規模やスタッフ数等を考慮すると、評価比較的上位にランクインしている(共同研究の件数や特許等の出願状況、その他の具体的な成果を含む)。AD 派遣の効果は極めて大きく、派遣事業については大変評価・感謝している。AD のご尽力・ご指導により、自立的な管理体制が構築された。</p> <p><u>具体的には、組織や規程等の知的財産管理体制が構築され、人材が育成された。また、運営管理の方法等も整備され、その後、必要に応じて産学連携・知的財産活動をより適確かつ迅速に推進するための組織や人員配置等の改正等が加えられる体制が整ってきた。ただし、人材・人数がまだまだ十分でないことや、大学を取り巻く社会的環境・ニーズの変化に応じたルール作り等改正すべき点もある。</u></p> <p>AD には、3年間、最初はやってみせてその後はさせてみるなどの、OJT によるご支援・ご指導をいただいた。また、成果を社会に還元することをより意識する教職員が増えた。派遣事業終了時に、AD から「大学において産学連携・知的財産活動を行うことの意義・目的を常に考えること」との宿題が出され、それを踏まえた活動を続けることにより、その後も成長できていると考えている。</p>
岐阜薬科大学 (H19～21年度)	<p>知的財産管理・運営体制が大きく進展 AD 派遣事業後、本学の知的財産管理・運営体制は整備され、大いに進展したと確信している。AD 派遣事業によりベースができた。各種規則類は運用できる形で完璧に整備され、産学官連携推進本部内(AD 派遣によりできた)の管理委員会と評価委員会はその役割を順調に遂行している。また、外部講師などを呼び講演やセミナーなどを通じて、教員の知財に対する関心・理解も以前と比べて格段に高くなった。</p>
関西大学 (H14～16年度)	<p>各種手続き面の整備 大学知的財産アドバイザー派遣事業により各種手続き面の整備はできた。本学では、その成果を活かして「知財ハンドブック」を作成し、定期的に更新するとともに、知財に関わる職員に配布している。平成 17 年 2 月 4 日に初版を作成し、その後、平成 19 年 10 月 1 日に第 1 版、平成 20 年 10 月 1 日に第 2 版を作成し、現在、第 3 版を作成中である。</p> <p>企業経験を活かしたアドバイスと部門間の連携 派遣されていたアドバイザーは、共同研究等の契約の際のチェックポイントがどこにあるのかなど、<u>企業での経験を活かした現場に即したアドバイスをいただいた。</u>また、研究テーマが研究室で完結するものから、複数の研究室・部門にまたがるような案件が増える中で、組織としての全体最適をどのように目指すのかといった部門間調整についてもアドバイスがあった。</p>
香川大学 (H16～18年度)	<p>出願拡大時期における大きな貢献と自立に向けての研究会の立ち上げ 派遣開始時は、出願件数を増やそうとする時期で、平成 15 年～18 年度には「大学等に関する特許料等の減免措置」があり、国立大学は、免除されていたこともあり、<u>大学知的財産アドバイザーは発明から出願までの仕組みを整備したという意味で、大きく貢献した。</u>派遣期間の最終年度の平成 18 年度に研究者を集めて知財管理の研究会を立ち上げた。大学 AD は学外の専門家であるため、多様な学部の研究者の意見をまとめ易い立場にあり、そうした能力を発揮していただいた。</p>
福岡大学 (H18～21年度)	<p>知的財産管理体制の構築と運営管理の基礎づくり 知的財産管理体制の構築と運営管理の基礎を築けたのは、大学知的財産アドバイザー派遣事業の大きな成果である。特に、知財ポリシーの作成に際しては、学部横断的</p>

大学名(派遣期間)	大学知的財産アドバイザー派遣事業に対する評価内容
	<p>なワーキンググループを設置し、2週間に1回のペースで検討を重ねた。その際、知財を大学で管理する方法に多くの意見が出たものの、回を重ねるごとに理解が深まり、結果として関係者の合意に基づく知財ポリシーを策定することができた。このようなワーキンググループの呼びかけや運営は、大学組織だけでは大変困難であり、これまで外部で知財管理の経験が豊富な大学知的財産アドバイザーだからこそ、スムーズに対応できたと評価している。</p> <p>自立的な運営に向けての環境づくり</p> <p>大学知的財産アドバイザー派遣事業を受けて知財管理体制の整備を図った後、2010年4月から成果有体物の管理規定の運用を始めるなど、自立的な運営に向けての環境が整いつつある。また、2011年4月からは、地域社会に貢献できる産学官連携モデルの構築をさらに目指し、知財活用に着目した効率的な研究を推進するため、組織改変を行ったところである。</p>
鹿児島大学 (H16～18年度)	<p>大学幹部の知財管理に対する理解と自立的な運営体制の構築</p> <p>アドバイザーの派遣と同時に企業OBの知財担当者を配置したことにより、知的財産管理体制の構築とそれに基づいた運営ができる状況にはなった。同大学では、当初から学長以下、経営トップが知財に対する理解者であり、体制整備後の増員や事務職員の定着に向けての人事を遂行している。</p>

2) アドバイザーヒアリング結果

大学知的財産アドバイザーへのヒアリング調査では、派遣された大学との対話のなかで、計画的に進められているほか、当該大学の特性に見合った取組みを進めようとする活動や、OJTによる人材育成への取組みも確認された。また、事業の評価では、大学に入り込んで大学とともに活動する点が評価されている。

図表1-46 アドバイザーヒアリング結果の概要(派遣大学での活動)

アドバイザー名	主な活動内容
アドバイザーA (H17～19年度)	<p>(地方部の国立大学)</p> <p>大学の基本的知的財産管理・活用体制は整備され、内部型TLOを設立し、知財本部長、コーディネーター2名、知財マネージャー2名及び文部科学省派遣の産学官連携コーディネーターを配置した。</p> <p>当該大学が強みとしているのは、芸術文化系学部を有する総合大学としての知財の創出で、医学部・薬学部・芸術文化系学部を中心とした教員の意見交換会を開始し、福祉機器の開発の開始に繋がった。</p>
アドバイザーB (H19～21年度)	<p>(地方部の国立大学)</p> <p>派遣当初は、知財管理体制が構築途上であったが、当該大学に最適な知財システムを構築するという大学の姿勢は明確であった。まず、理想像を先に描き、優先順位を考慮して3年間のロードマップを作成した。これを学内向けの年間スケジュールに落とし込みながら、知財管理体制構築プランの策定支援を行った。合わせて、人材育成を目的とした発明相談、発明委員会、弁理士との打合せ、企業との交渉の場などには極力同席し、実務を通じた人材育成を行うとともに、知財の普及啓発活動を行った。派遣終了時には、公募により専門能力の極めて高い知財ディレクターが採用され、2名の専任体制となった。</p>
アドバイザーC (H19～21年度)	<p>(地方部の国立大学)</p> <p>派遣当時は、既に知的財産管理組織はできていたものの、機能していなかった。ま</p>

アドバイザー名	主な活動内容
	ず、知財審査会を定例的に実施することから始め、その会議に副学長の出席を仰いで運営することとした。当時、TL0 との関係も明確ではなく、改めて、大学が TL0 に業務を委託するという形の契約書作成を指導した。その後、いくつかの試練を経て、民間から知財管理担当者が採用されたのを機に、知財部門と地域共同研究センターの融合化を実施、産学官連携推進機構を設置した。
アドバイザー D (H19～21 年度)	(都市部の私立医科大学) 大学病院での医療が中心業務で研究活動を殆ど行っていない教員が少なくない状況のなかで、知的財産管理及び産学連携に係る一連の制度を整備できた。また、制度整備とともに管理基準及び契約書雛形等を整備できた。体制面では、管理組織が新設され、管理体制を補完・強化するために外部機関(特許事務所、JST、経済産業局等)とのネットワークも構築できた。 その結果、知識・経験が皆無であった知財管理担当者がそれなりに管理できるようになった。
アドバイザー E (H18～20 年度)	(都市部の私立大学) 知的資産の蓄積と活用に取組み、教育研究基盤を更に充実させるとともに、 <u>同学の特徴及び個性の顕在化を図ることにより、同学ブランドの確立を目指す</u> といった考えのもと、3年間の活動計画を策定した。重点的に支援したのは、個人的な取組みから組織としての取組みへの転換、大学の特徴を中心にした支援活動、受動的な支援活動から研究・知財活動の上流での能動的な支援活動への転換などであった。特に、大学の特徴を中心にした支援活動では、大学の特色ある研究を「見える化」する「研究のマップ化」に取組み、特色ある分野にリソースを配分することに注力した。

図表 1 - 4 7 アドバイザーヒアリング結果の概要(事業の総合評価)

アドバイザー名	事業の評価に関する意見
アドバイザー A	60 校を対象とした派遣事業は大学の自覚を促し、費用対効果が大きく、かつ小回りが利いた助言ができた。その結果、 <u>派遣校の知財管理体制が構築され、意識改革は高い確率で成功した。</u>
アドバイザー B	<u>大学知的財産アドバイザー派遣事業は、大学の個々の状況に応じた体制整備の支援ができるという点でよくできた仕組みである。</u>
アドバイザー C	<u>派遣事業は、かなり成功したように思える。この 10 年間で少なくとも 60 大学の知財マインドを高揚させたか、もしくは意識付けをしたと思われる。派遣終了後の大学の知財体制の維持・向上が課題であるが、それは大学の責任でもある。</u>